

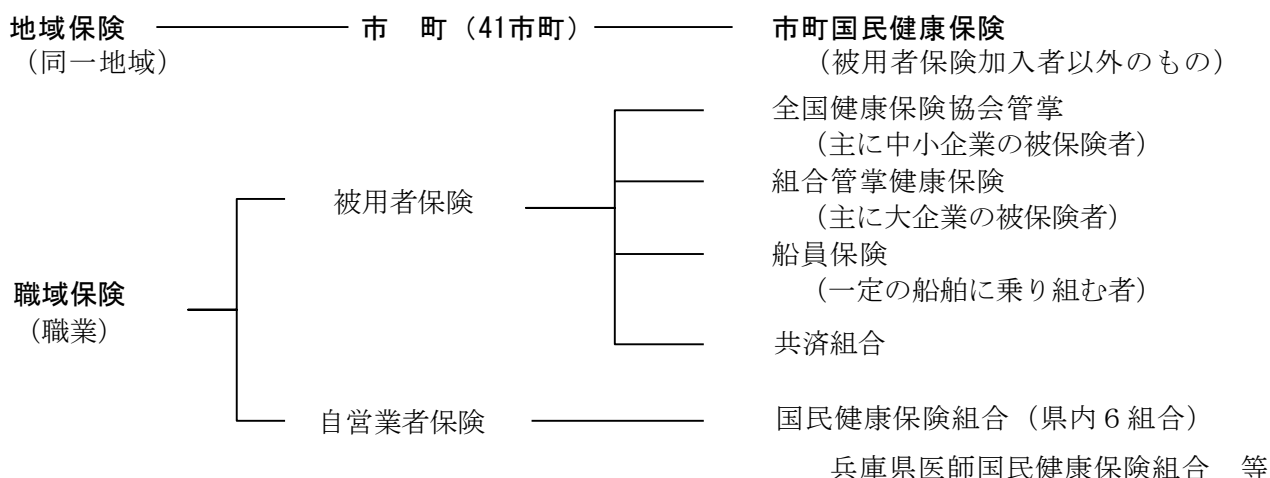
新規指定保険医療機関(医科)
集団指導資料

兵 庫 県
国保医療課

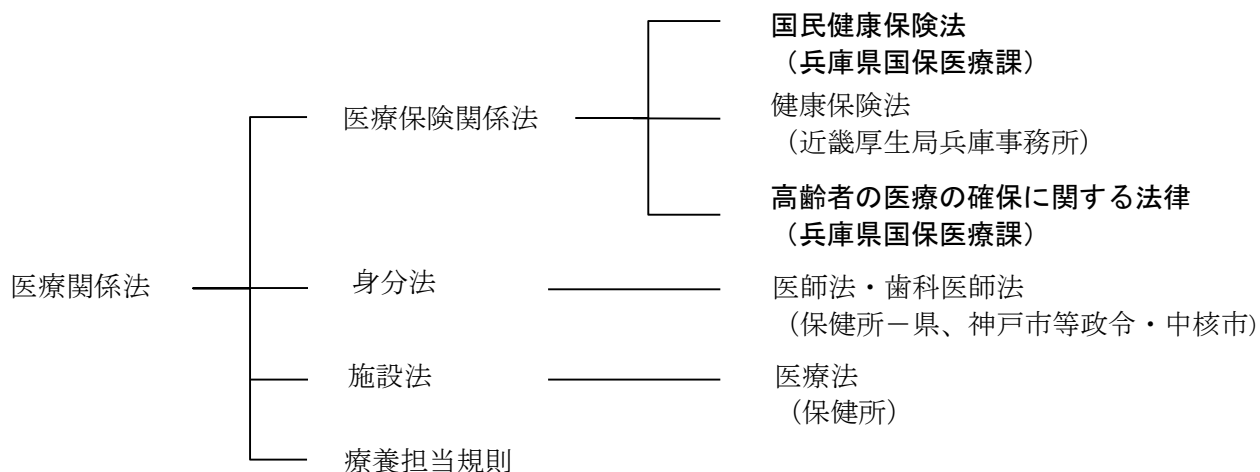
国民健康保険について

(兵庫県福祉部国保医療課)

1 医療保険の類型



2 医療関係法



※ () は所管機関

※保険診療の注意点

- ・保険請求を行うには、次の①、②の両方が必要
 - ①医師法・医療法に基づく医療機関開設申請・指定 (保健所へ)
 - ②医療機関の保険医療機関の指定、勤務する保険医の登録 (近畿厚生局兵庫事務所へ)

3 保険医療機関の指定 (新規・変更・廃止等)

(1) 新規指定

①指定日

近畿厚生局兵庫事務所への申請後、近畿地方社会保険医療協議会兵庫部会の承認で、申請日の属する月の翌月の初日に指定される (申請日からではない)。

②指定期間

6年間

保険診療を行う場合は更新の手続きが必要 (ただし、開設者と管理者が同一の個人開設は自動更新を行うため手続き不要)。

※健康保険法に基づく保険医療機関の指定がなされた場合、国民健康保険法においてはこれを準用する。

(2) 変更・廃止届

- ・変更届 …… 申請内容の変更を行うとき
 - (例) 名称、管理者、所在地、診療科目、診療時間、病床数 等
 - ※勤務医の変更については、常勤・非常勤に関係なく届出が必要

- (3) 休止届
前項と同じ。
- (4) 廃止届 …… 病院・診療所を廃止しようとするとき
 - ・ 廃止開設
(例) 個人開設の開設者変更(親→子供etc)、施設の移転、建替(同一敷地を除く)
- (5) その他 …… 生活保護は福祉事務所、労災は労働基準監督署が所管し各所管官庁の指定が必要

4 個人の指定（保険医の登録）

- ・ 保険医の登録は、開設（勤務）地の都道府県に登録。
- ・ 他都道府県異動の場合は転出地において処理。
※氏名変更、証の再交付は開設（勤務）地の都道府県にて処理。

5 保険医療機関及び保険医の責務

健康保険法（第70条、第72条）、国民健康保険法（第40条）
療養担当規則 …… 検査、投薬、注射、処置、手術は必要性を十分考慮し、段階を踏み、必要最小限診療を行うこと。

6 日常最低遵守事項

- ① 保険証の確認
原則、診療の都度確認（少なくとも毎月最初の診療時に確認）
- ② 診療録（カルテ）の記載（様式は療養担当規則第22条に規定）
 - ・ 医師本人が、診療の都度・正確に所見、傷病名、転帰等を記載。
 - ・ 記載にあたっては、インク又はボールペンで第三者にも判読出来るよう記載。
 - ・ 修正は二重線で行い、修正液等での修正は行わないこと。
- ③ レセプトの作成
 - ・ 中途締め、月遅れ請求はしない。
 - ・ レセプト作成を外部委託している場合にあってもカルテは院外持ち出しをしないこと。
 - ・ レセプト作成後は、医師（開設者）が最終チェックを行うこと。

7 国民健康保険の種類

保険種別	負担割合等
国民健康保険被保険者証（一般・退職） 国民健康保険組合員証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯主・世帯主以外、入院・外来とも3割負担 ※ただし、小学校就学前は2割 ・ 70歳以上は原則2割、現役並み所得者は3割 ※高齢受給者証で確認
<u>国民健康保険被保険者資格証明書</u> (保険料(税)滞納者に対し交付している証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険診療1点10円により全額徴収(自費)し、領収書を発行 ・ 診療報酬の請求については、保険請求同様レセプト作成し、レセプトの余白に「<u>特別療養費</u>」と朱書き記載

※「資格証明書」を発行した世帯の高校生世代以下の子を対象として「短期被保険者証」を発行。

問い合わせ先 兵庫県福祉部国保医療課

医療福祉班（国保一般担当）	078-341-7711	内線 3018
医療福祉班（後期高齢・福祉医療担当）	078-341-7711	内線 2953
国保運営班（保険料・保険税担当）	078-341-7711	内線 3046

特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて

特別養護老人ホーム等の入所者に係る診療報酬については、その算定項目に制限がある。

(R4. 3. 25保医発0325第3号一部改正) (令和4年4月1日から適用)

- (1) 保険医が配置医師である場合、それぞれの配置されている施設に入所している患者に対して行った診療については、算定できない診療報酬があること。(別添表1-1のとおり)
- (2) 配置医師とは、下記の①～⑨の各施設に配置されている医師及び下記の①～⑨(⑥を除く)及び盲導犬訓練施設の各施設(定員の制限なし)に合築又は併設されている病院又は診療所の医師をいう。
- (3) 保険医が特別養護老人ホーム等の配置医師でない場合、緊急又は患者の傷病が当該特別養護老人ホーム等の配置医師の専門外にわたるものであるため特に診療を必要とする場合を除き、特別養護老人ホーム等に入所している患者に対して、みだりに診療を行ってはならないこと。
- (4) 医学的健康管理のために定期的に特別養護老人ホームを訪問して診療する場合は、その保険医は、配置医師とみなされること。
- (5) 保険医が特別養護老人ホーム等の配置医師である場合、配置医師でない場合とも、特別養護老人ホーム等に入所している患者を診療する場合については、算定できない診療報酬があること(別添表1-2のとおり)。
- (6) 特別養護老人ホーム等の職員(看護師、理学療法士等)が行った医療行為については、診療報酬を算定できないこと。
- (7) 保険医が特別養護老人ホーム等の配置医師である場合、配置医師でない場合とも、特別養護老人ホーム等に赴き診療を行った場合は、診療報酬明細書(レセプト)の欄外上部に(施)又は(施)の表示をすること。
- (8) 配置医師以外の保険医が、施設に入所している患者を診察する場合について、診療報酬の算定項目に制限のある施設(特別養護老人ホーム等)は次のとおりである。
 - ①養護老人ホーム(定員111名以上の場合に限る)
 - ②特別養護老人ホーム
 - ③指定短期入所生活介護事業所
 - ④指定介護予防短期入所生活介護事業所
 - ⑤指定障害者支援施設(生活介護を行う施設に限る)
 - ⑥療養介護事業所
 - ⑦救護施設(定員111名以上の場合)
 - ⑧乳児院(定員100名以上の場合)
 - ⑨児童心理治療施設

※厚生労働省関係通知

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について

(厚生労働省ホームページ「令和4年度診療報酬改定について」に掲載「通知」(14)3)

介護老人保健施設入所者に係る診療報酬の取り扱いについて

介護老人保健施設の入所者に係る診療報酬については、その算定項目に制限がある。

(別添表2のとおり)

- (1) 介護老人保健施設は常勤医師が配置されるので、比較的安定している病状に対する医療については施設で対応していることから、入所者の傷病等からみて必要な場合は往診、通院を認めるが、不必要に往診を求めたり通院をさせることは認められない。
- (2) 介護老人保健施設が、介護老人保健施設入所者の診察のため保険医の往診を求めたり、保険医療機関へ通院させる場合は、施設の医師と保険医とが協力して入所者の診療に当たるべきである。
- (3) 介護老人保健施設の入所者を保険医療機関等へ通院させる場合には、介護保険法第12条第3項に規定する被保険者証を携えて受診させる。
- (4) 保険医療機関等においては、入所者の被保険者証等により、介護老人保健施設の入所者であることを確かめなければならない。
- (5) 保険医療機関は、当該レセプトの特記事項欄に「老健」と表示する。
(併設医療機関の場合は「老併」と表示)

※厚生労働省関係通知

- 1 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件(告示)
(厚生労働省ホームページ「令和4年度診療報酬改定について」に掲載—「省令・告示」(14)1)
- 2 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)
(同上一「省令・告示」(2)1の「第3章 介護老人保健施設入所者に係る診察料」)

※ホームページアドレス

「令和4年度診療報酬改定について」(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html
「令和2年度診療報酬改定について」(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html
「平成30年度診療報酬改定について」(厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411.html>
「平成28年度診療報酬改定について」(厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106421.html>

特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱い

(表1-1)

(保険医が配置医師の場合)

×印は、配置医師が算定できない診療項目

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	指定短期入所生活介護事業所	指定介護予防短期入所生活介護事業所	指定障害者支援施設	療養介護事業所	救護施設	乳児院	児童心理治療施設	盲導犬訓練施設
対象施設の条件等	定員111名以上	全施設	全施設	全施設	生活介護を行う施設	全施設	定員111名以上	定員100名以上	全施設	(合築又は併設の場合のみ)
A000 初診料 A001 再診料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
A002 外来診療料										
G000 往診料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B001-2 小児科外来診療料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B000 特定疾患療養管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B001-2-9 地域包括診療料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B001-2-10 認知症地域包括診療料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B001-2-11 小児かかりつけ診療料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B001-3 生活習慣病管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B007 退院前訪問指導料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C101 在宅自己注射指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C101-2 在宅小児低血糖症患者指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C101-3 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C102 在宅自己腹膜灌流指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C102-2 在宅血液透析指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C103 在宅酸素療法指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C104 在宅中心静脈栄養指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C105 在宅成分栄養経管栄養指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C105-2 在宅小児経管栄養指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C105-3 在宅半固形栄養経管栄養指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C106 在宅自己導尿指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C107 在宅人工呼吸指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C107-3 在宅ハイフローセラピー指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C108 在宅悪性腫瘍等患者指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C109 在宅寝たきり患者処置指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C110 在宅自己疼痛管理指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C110-2 在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C110-3 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C110-4 在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C110-5 在宅舌下神経電気刺激療法指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C111 在宅肺高血圧症患者指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C112 在宅気管切開患者指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C112-2 在宅喉頭摘出患者指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C114 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C116 在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C117 在宅経腸投薬指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C118 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C119 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C120 在宅中耳加圧療法指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C121 在宅抗菌薬吸入療法指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B001-5 小児科療養指導料					×					
I002 通院・在宅精神療法									×	
I002-3 救急患者精神科継続支援料									×	
I004 心身医学療法									×	
I006 通院集団精神療法									×	
I007 精神科作業療法									×	
I008-2 精神科ショート・ケア									×	
I009 精神科デイ・ケア									×	
I010 精神科ナイト・ケア									×	
I010-2 精神科デイ・ナイト・ケア									×	
B001-4 小児特定疾患カウンセリング料								×	×	

注) 1 特別養護老人ホーム等とは上記①～⑨の各施設をいう。
 2 配置医師とは、①～⑨の各施設に配置されている医師及び①②③④⑤⑦⑧⑨⑩の各施設(定員の制限なし)に合築又は併設されている病院又は診療所の医師をいう。
 3 ⑩の施設は「特別養護老人ホーム等」に含まれないが、⑩の施設に合築又は併設されている病院又は診療所の医師は配置医師である点に注意すること。

特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱い

(表1-2)

(保険医が配置医師であるなしに関わらない)

×印は、特別養護老人ホーム等の入所者について算定できない診療項目

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	指定短期入所生活介護事業所	指定介護予防短期入所生活介護事業所	指定障害者支援施設	療養介護事業所	救護施設	乳児院	児童心理治療施設
対象施設の条件等	定員111名以上	全施設	全施設	全施設	生活介護を行う施設	全施設	定員111名以上	定員100名以上	全施設
B001「9」 外来栄養食事指導料	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B001「11」 集団栄養食事指導料	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B001「13」 在宅療養指導料	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B001-2-3 乳幼児育児栄養指導料	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B004 退院時共同指導料1	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B009 診療情報提供料(Ⅰ)(注2、注4、注16に該当するものに限	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C001・C001-2 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)(Ⅱ)	×	※2	※3	※3	×	×	×	×	×
C002 在宅時医学総合管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C002-2 施設入居時等医学総合管理料	×	※2	※3	※3	×	×	×	×	×
C003 在宅がん医療総合診療料	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4
C005 在宅患者訪問看護・指導料	×	※5	※3	※3	×	×	×	×	×
C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料	×	※5	※3	※3	×	×	×	×	×
C005-2 在宅患者訪問点滴注射管理指導料	×	※5	×	×	×	×	×	×	×
C006 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C007 訪問看護指示料	×	※5	×	×	×	×	×	×	×
C007-2 介護職員等喀痰吸引等指示料	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C008 在宅患者訪問薬剤管理指導料	×	※5	×	×	×	×	×	×	×
C009 在宅患者訪問栄養食事指導料	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C010 在宅患者連携指導料	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C011 在宅患者緊急時等カンファレンス料	×	※5	×	×	×	×	×	×	×
C012 在宅患者共同診療料2及び3	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C013 在宅患者訪問褥瘡管理指導料	×	×	×	×	×	×	×	×	×
I012 精神科訪問看護・指導料	×	※6	※3	※3	×	×	×	×	×
I012-2 精神科訪問看護指示料	×	※6	×	×	×	×	×	×	×
【調剤】在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	×	※5	×	×	×	×	×	×	×
【調剤】在宅患者緊急時等共同指導料	×	※5	×	×	×	×	×	×	×
【訪問看護】01訪問看護基本療養費(訪問看護ステーションが行うもの)	×	※5	※3	※3	×	×	×	×	×
【訪問看護】01-2精神科訪問看護基本療養費(訪問看護ステーションが行うもの)	×	※6	※3	※3	×	×	×	×	×
【訪問看護】02訪問看護管理療養費(加算含む)(訪問看護ステーションが行うもの)	×	※7	※3	※3	×	×	×	×	×
【訪問看護】02訪問看護管理療養費(加算含む)(訪問看護ステーションが行うもの) ※在宅患者連携指導加算を算定する場合に限る	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【訪問看護】03訪問看護情報提供療養費(訪問看護ステーションが行うもの)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【訪問看護】05訪問看護ターミナルケア療養費(訪問看護ステーションが行うもの)	×	※7	×	×	×	×	×	×	×

※1 特別養護老人ホーム等とは上記①～⑨の各施設をいう。

※2 ①末期悪性腫瘍患者、②特別養護老人ホーム(看取り介護加算の施設基準適合)において看取った場合(在宅療養支援診療所・病院または特別養護老人ホームの協力医療機関の医師により、死亡日から遡り30日間に行われたものに限る)については算定可(在宅患者訪問診療料(Ⅰ)(Ⅱ)の看取り加算は看取り介護加算(Ⅱ)を算定していない場合に限り算定可)。

※3 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用者・サービス利用前30日以内に患者を訪問して当該療養等を実施した場合に限り、利用開始後30日までは算定可(C005、C005-1-2、訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費については末期悪性腫瘍の患者に限り、I012、精神科訪問看護基本療養費については認知料以外の患者に限る)。

※4 看取り加算については、看取り介護加算(Ⅱ)を算定していない場合に限り算定可。

※5 特別養護老人ホームに入所する末期悪性腫瘍患者については算定可。

※6 特別養護老人ホームに入所する認知症の患者以外は算定可(認知症患者のみ算定不可)。

※7 特別養護老人ホームに入所する末期悪性腫瘍患者または精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(認知症患者を除く)については算定可(訪問看護管理療養費の「看護・介護職員連携強化加算」は算定不可)。

<障害者総合支援法との給付調整>

- 1 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る）のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発0126001号）第三の11により医師を配置しない取扱いとしている場合における当該施設に入所している者に対して行った診療については、表1-1、表1-2による取扱いの対象とはしない。ただし、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。
 - ・C005在宅患者訪問看護・指導料
 - ・C005-1-2同一建物居住者訪問看護・指導料
 - ・C005-2在宅患者訪問点滴注射管理指導料
 - ・C007訪問看護指示料
 - ・I012精神科訪問看護・指導料
 - ・I012-2精神科訪問看護指示料
 - ・訪問看護基本療養費
 - ・精神科訪問看護基本療養費
 - ・訪問看護管理療養費（24時間対応体制加算、特別管理加算、退院時共同指導加算、退院支援指導加算、在宅患者緊急時等ケアプラス加算及び看護・介護職員連携強化加算及び専門管理加算を含む。）
 - ・訪問看護管理療養費（在宅患者連携指導加算を算定する場合に限る。）
 - ・訪問看護情報提供療養費
 - ・訪問看護ターミナルケア療養費（遠隔死亡診断補助加算を含む。）
- 2 指定障害者支援施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第6条の7第1号に規定する自律訓練（機能訓練）を行う施設及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設については、上記1のただし書きを準用する。

(表)

介護老人保健施設入所者に係る診療報酬の取扱い

(表2)

(算定できるものについては「○」、算定できないものについては「×」)

項目	小項目	併設保険医療機関	その他	
基本診療料	初診料	×	○	
	再診料	×	○	
	外来診療料	×	○	
特掲診療料	医学管理等	退院時共同指導料1	×	○
		診療情報提供料(Ⅰ)(注4及び注17に限る)	×	○
		診療情報提供料(Ⅱ)	×	○
		緊急時施設治療管理料	○	×
		施設入所者共同指導料	×	○
		施設入所者自己腹膜灌流薬剤料	○	○
		施設入所者材料料	○	○
		その他のもの	×	×
	在宅医療	往診料	×	○
		その他のもの	×	×
	検査	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
		その他のもの	○	○
	画像診断		○	○
	投薬	厚生労働大臣が定めるもの	○	○
		その他のもの	×	×
	注射	厚生労働大臣が定めるもの	○	○
		その他のもの	×	×
	リハビリテーション	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
		その他のもの	○	○
	精神科専門療法		×	×
	処置	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
		その他のもの	○	○
	手術	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
		その他のもの	○	○
	麻酔	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
		その他のもの	○	○
	放射線治療		○	○
	病理診断		○	○

(注)「厚生労働大臣が定めるもの」とは、「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号、最終改正 令和4年厚生労働省告示第56号)の第16及び別表第12により規定されているものである。

<厚生労働省HP:<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000908781.pdf>>

※診療情報提供料(Ⅰ)に係る注4とは、「精神障害者施設、介護老人保健施設(併設を除く)」を指す。

注17は老健施設等に対し、訪看ステーションから得た療養に係る情報を添付して紹介を行った場合の加算である。

後期高齢者医療制度と福祉医療制度の概要

令和5年4月1日現在

区分	制度		兵庫県単独事業（注2）					
	国の制度		福祉医療					
	後期高齢者医療制度		高齢期移行助成	重度障害者医療	乳幼児等医療	母子家庭等医療	高齢重度障害者医療	こども医療
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上の者 65～74歳で一定の障害にある者 	<ul style="list-style-type: none"> 左記以外の65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者（区分Ⅱは要介護2以上） 	<ul style="list-style-type: none"> 障害程度が1級及び2級の身体障害者 重度（療育手帳A判定）の知的障害者 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 	<ul style="list-style-type: none"> 小学3年生までの乳幼児等 	<ul style="list-style-type: none"> 18歳に達する年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母又は父及びその児童 遺児（年齢は同上） 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療の被保険者で障害程度が1級及び2級の身体障害者、重度（療育手帳A判定）の知的障害者又は精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 	<ul style="list-style-type: none"> 小学4年生から中学3年生 	
給付額	<ul style="list-style-type: none"> 老人の疾病及び負傷について、その医療費の全額（一部負担金を除く） 		対象者の疾病及び負傷について、医療保険の給付が行われた場合、その自己負担額から一部負担金を控除した額（精神障害者医療は精神疾患による医療を除く一般医療）					
所得制限	無		市町村民税世帯非課税者で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児は所得制限無 1歳児～有自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満） 	児童扶養手当法に基づく所得制限を準用（全部支給基準）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）
一部負担金（注1）	一般Ⅱ（注3） 医療費の2割負担 一般Ⅰ（注3） 医療費の1割負担 （現役並み所得者） 〈外来限度額〉 一般Ⅱ（注3） 6,000円＋（総医療費－30,000円）×10% （上限18,000円/月） 一般Ⅰ（注3） 18,000円/月 低所得者 8,000円/月 〈負担限度額〉 現役並み所得者Ⅲ 252,600円+1%/月 現役並み所得者Ⅱ 167,400円+1%/月 現役並み所得者Ⅰ 80,100円+1%/月 一般 57,600円/月 低所得者Ⅱ 24,600円/月 低所得者Ⅰ 15,000円/月 ※複数の医療機関を受診し外来限度額、負担限度額を超える額については償還払い 《特例》特定疾病患者 1月10,000円を限度	<ul style="list-style-type: none"> 定率2割負担 〈外来限度額〉 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 〈負担限度額〉 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 ※複数の医療機関を受診し外来限度額、負担限度額を超える額については償還払い	〈外来〉 <ul style="list-style-type: none"> 1保険医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 〈入院〉 <ul style="list-style-type: none"> 定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） 連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない 	〈外来〉 <ul style="list-style-type: none"> 1保険医療機関等あたり1日800円（低所得者600円）を限度に月2回 〈入院〉 <ul style="list-style-type: none"> 定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者2,400円） 連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない 	〈外来〉 <ul style="list-style-type: none"> 1保険医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回 〈入院〉 <ul style="list-style-type: none"> 定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） 連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない 	〈外来〉 <ul style="list-style-type: none"> 1保険医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 〈入院〉 <ul style="list-style-type: none"> 定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） 連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない 	〈外来〉 <ul style="list-style-type: none"> 医療保険における自己負担額の2/3 〈入院〉 <ul style="list-style-type: none"> 医療保険における自己負担額の2/3 連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない 	
医療機関の窓口で提示するもの（オンライン資格確認の場合は、画面による確認も可）	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険証 限度額適用・標準負担額減額認定証（低所得者に限る） 限度額適用認定証（現役並み所得者Ⅱ・Ⅰに限る） 		<ul style="list-style-type: none"> 医療保険証 医療受給者証 高齢受給者証（※高齢受給者のみ。提示がない場合は医療費の3割を徴収。） 限度額適用認定証（※国民健康保険の被保険者に限る。なお、県外の国民健康保険（兵庫県以外の市町村国民健康保険及び兵庫県以外に本部を有する国民健康保険組合）に加入の69歳以下の受給者は高額に該当しうる場合は必須。） 					

注1：入院時食事療養（生活療養）標準負担額は、上記の一部負担金とは別に窓口での支払が必要です。

注2：県内の市町においては、独自に対象者の拡大、所得制限の緩和、一部負担金の減額等を実施している場合があります。

注3：一般Ⅱ・Ⅰの区分は令和4年10月1日から施行され、施行までは「一般」として、一般Ⅰと同じ内容が適用されます。

注4：所得制限については、平成30年度税制改正による給与所得控除及び公的年金等控除見直しの影響を排除して判定するほか、重度障害者医療、乳幼児等医療、高齢重度障害者医療、こども医療の所得制限については、平成22年度税制改正による扶養控除見直しの影響を排除して判定します。

また、指定都市の税率で市町村民税が賦課されている場合は、指定都市以外に住所を有する者とみなして算定した所得割額で判断します。

受給者証等の確認について

- 1 各制度の受給者に「医療保険証(被保険者証)」及び「医療費受給者証」を発行しています。
- 2 初診時及び月の最初の診療日に「医療保険証」及び「医療受給者証」を確認してください。
- 3 後期高齢者医療制度の被保険者証及び福祉医療制度の「医療費受給者証」は、有効期間を確認してください。

受給者証等について

1 後期高齢者医療(後期高齢:法別39)

- ① 地色:薄紫
- ② 一部負担割合:定期的見直し 毎年8月 随時の見直し 毎日
- ③ 有効期間:1年、毎年8月に更新

2 高齢期移行助成(移)法別 県:41 市町:42)

重度障害者医療(障(心身)法別 県:82 市町:83、障(精神)法別 県:43 市町:44)
 高齢重度障害者医療(高(心身)法別 県:58 市町:59、高(精神)法別 県:68 市町:69)

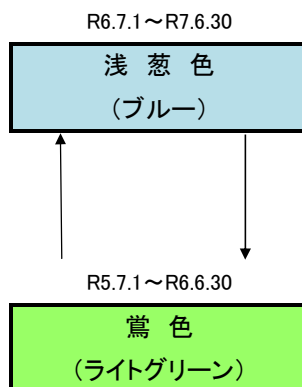
乳幼児等医療(乳)法別 県:80 市町:81)

母子家庭等医療(母)法別 県:85 市町:84)

こども医療(こ)法別 県:47 市町:48)

- ① 有効期間:1年以内、毎年7月1日に更新
- ② 地色:更新時に変更

※ 受給者証には負担限度額が印字されています。



後期高齢者医療被保険者証様式

後期高齢者医療被保険者証

有効期限

交付年月日

被保険者番号											
被 保 険 者	住所										
	氏名										
	生年月日	年		月		日					
資格取得年月日											
発行期日		年		月		日					
一部負担金の割合											
保険者番号並びに保険者の名称及び印		3		9		2		8			
		兵庫県後期高齢者医療広域連合									

高齢期移行助成 受給者証様式

移 高齢期移行受給者証			
負担者番号	2	8	
受給者番号			
受給者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	昭和	年
一部負担金	2割負担	外来	12,000 円まで
		入院	35,400 円まで
有効期間		年 月 日から	年 月 日まで
発行機関名及び印		市(町)長	
交付年月日		年 月 日	

この証は、兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。
他の公費負担医療制度(自立支援医療、指定難病等)の受給者である場合、当該制度が対象としている傷病等については、この受給者証は使えません。

<区分I>

一部負担金	2割負担	外来	8,000 円まで
		入院	15,000 円まで

<一部負担を免除する場合>

一部負担金		外来	0円
		入院	0円

重度障害者医療費、高齢重度障害者医療費、母子家庭等医療費、乳幼児等医療費 受給者証様式

障 重度障害者医療費受給者証			
負担者番号	2	8	
受給者番号			
受給者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年	月
一部負担金		外来	1日 600 円まで(月2回)
		入院	1割負担 2,400 円まで
有効期間		年 月 日から	年 月 日まで
発行機関名及び印		市(町)長	
交付年月日		年 月 日	

この証は、兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。
他の公費負担医療制度(自立支援医療、指定難病等)の受給者である場合、当該制度が対象としている傷病等については、この受給者証は使えません。

<障(母)高 低所得者>

一部負担金		外来	1日 400 円まで(月2回)
		入院	1割負担 1,600 円まで

<障(母)一般>

一部負担金		外来	1日 800 円まで(月2回)
		入院	1割負担 3,200 円まで

<一部負担を免除、もしくは負担なしの場合>

一部負担金		外来	0 円
		入院	0 円

こども医療費助成 受給者証様式

こ こども医療費受給者証			
負担者番号	2	8	
受給者番号			
受給者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年	月
一部負担金	2割負担	医療保険における自己負担額の2/3の額まで	
有効期間		年 月 日から	年 月 日まで
発行機関名及び印		市(町)長	
交付年月日		年 月 日	

この証は、兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。
他の公費負担医療制度(自立支援医療、指定難病等)の受給者である場合、当該制度が対象としている傷病等については、この受給者証は使えません。

<負担なしの場合>

一部負担金	外来	0 円
	入院	0 円

<入院のみ負担なしの場合>

一部負担金	外来	2割負担	医療保険における自己負担額の2/3の額まで
	入院	0 円	

福祉医療助成費の請求に係る留意点

1 受給者証等の確認について

① 受給者証は毎月必ず確認してください。

受給資格については、毎年7月の定期更新時だけでなく、年の途中で福祉医療の対象でなくなる場合があります。

- (例)・対象者(年齢)の要件を満たさなくなった。
- ・世帯員の転入・転出等による所得の再判定。

毎月、月の初めの受診の際には、必ず医療保険証と同時に受給者証の確認をお願いします。

② 高齢受給者は「高齢受給者証」の提示が必要です。

令和元年7月より、従来市町窓口での償還払いにより助成を行っていた70歳から74歳の高齢受給者への現物助成を開始しています。

高齢受給者である福祉医療受給者については、「高齢受給者証」の提示がない場合は現物助成を行わず、医療保険の一部負担額(医療費の3割)を窓口で徴収してください。

③ 県外国保に加入している受給者が高額療養費に該当しうる場合は、「限度額適用認定証」等の提示が必要です。

県外の国民健康保険(兵庫県以外の市町村国民健康保険及び兵庫県以外に本部を有する国民健康保険組合)に加入している69歳以下の福祉医療の受給者が、入院、高額な診療又は調剤を受ける場合等、同一月の医療費が高額療養費に該当しうる場合(所得区分オの限度額超)については、窓口において、必ず「限度額適用認定証」等の提示を求め、提示があった場合にのみ受給者証に記載の一部負担額を徴収してください。

「限度額適用認定証」等の提示がない場合は現物助成を行わず、医療保険の一部負担額(医療費の2割～3割)を窓口で徴収してください。

※ オンライン資格確認の場合は、画面での資格情報確認により、上記②、③における必要な証の提示に代えることが可能です。必要な証の提示がされなかった場合や資格情報が確認できなかった場合、受給者は、後日市町の窓口申請し、償還払いによる助成を受けることになります。

2 他の公費負担医療と福祉医療の関係について

- ① 自立支援医療等公費負担医療制度の受給者においては、当該制度が対象としている傷病等については福祉医療費助成の対象外です。

福祉医療制度は他の公費負担を優先適用することから、障害者総合支援法に基づく更生医療等や、小児慢性特定疾病医療等の法令に基づく公費負担医療制度の受給者においては、当該制度が対象としている傷病等については、助成の対象外となるため、福祉医療費の請求は行わず、該当する公費負担の請求を行ってください。

- ② 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付の対象医療は福祉医療費助成の対象外です。

義務教育諸学校等の管理下における、園児・児童・生徒等の負傷等の医療費について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付が行われる場合は、助成の対象外となります。

そのため、学校等の管理下における負傷等による受診の際、医療機関等の窓口においては、医療保険の自己負担額を徴収し、福祉医療費の請求を行わないでください。（災害共済給付の対象外となった場合は、後日市町窓口での償還払いにより助成します。）